

令和2年5月25日

保護者様

沼津市立沼津高等学校
校長 清水 正信

新型コロナウイルス感染症対策に係る教育活動の再開について

このことについて、令和2年5月7日付沼津市教育長文書で5月31日(日)までの一斉臨時休業の延長を連絡しましたが、5月14日に国の専門家会議を受けた政府対処方針が発表され、本市においても警戒レベルが示され、休業要請が解除されるなどの実施方針が決定されたことから、沼津市教育委員会は臨時休業期間を短縮し、全市立学校の教育活動の再開を決定しました。

つきましては、本校においても下記のとおり教育活動を再開します。

なお、新型コロナウイルス感染症はまだ収束しておりませんので、引き続き感染拡大の防止に努めるようお願いいたします。本校においても、HPに掲載した対応策を行います。おいて、これらの考え方については、令和2年5月25日時点のものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国の方針を鑑みて、変更の可能性もある旨申し添えます。

記

1 再開日 令和2年6月1日(月)

2 日課等

- (1) 日課は通常通りとしますが、感染防止の観点から、電車等が混雑する通勤時間帯を避けるために、公共交通機関等を利用する生徒は、登校時間をずらし、午前9時までとします。
- (2) 日課や登校時間のフレキシブルな対応は、市内・県内の感染状況や近隣の状況に変化があれば、見直しを図る場合があります。

3 部活動

5月末までは中止とし、6月1日から再開します。当座の期間は、自校内での活動のみとします。県内の感染状況や移動制限状況を考慮して、他校との練習試合等も計画していきます。

4 感染、風邪の症状等への対応について

- (1) 感染症の状況把握と報告のため、生徒がPCR検査等を受診した場合は、学校への連絡をお願いします。また、その検査結果についても連絡をお願いします。(電話対応時間については、平日午前7時45分から午後6時までとなります。)
- (2) 生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法の規定に基づき、当該生徒を出席停止とするとともに、学校の臨時休業を行います。
- (3) 生徒が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の期間、学校保健安全法の規定に基づき出席停止とします。
- (4) 生徒の家族等が濃厚接触者と特定された場合は、該当の生徒は自宅で待機することとし、出席停止として扱います。
- (5) 保護者から「子どもが風邪の症状があり欠席する」との連絡があった場合は、どのような症状であっても出席停止として扱い、自宅で休養することとします。
- (6) 登校後、体調不良や風邪の症状がある場合は、生徒本人から申し出るよう御指導ください。出席の取扱いについて慎重に対応します。

5 その他

- (1) 5月25日(月)から学年ごとの分散登校を実施し、LHR、春課題試験等を行います。5月13日のHPを御確認下さい。
- (2)再開後も、毎朝の検温や手洗い、マスクの着用等に御協力下さい。また、携帯用の消毒薬等が準備できる御家庭は、持参させて下さい。熱中症対策のため、水分の持参をお願い致します。
- (3)発熱や倦怠感等の症状がある場合は、無理して登校させずに、自宅で休養させて下さい。その場合は、必ず学校に御連絡下さい。また、在校中に同様の症状が出て、早退する場合には、お子様の送迎に御協力をお願い致します。
- (4)ロイロノートやマナビジョンを通じてHR担任との連絡や、配布してある課題等は継続して実施して下さい。
- (5)新しい情報は、引き続き、本校HPや一斉メール等を通じてお知らせしますので、定期的な確認をお願い致します。

担 当 副校長 望月
電 話 055-921-0805